

第4回 信濃町企業誘致推進委員会次第

平成25年1月28日（月）10：00～

信濃町役場 第3会議室

出席者：委員長（副町長）、浅野英彦副委員長、荻原一正氏、後藤美信氏、
棚橋靖氏、三沢秀男氏、松木総務課長、北村建設水道課長、
佐藤産業観光課長、事務局：事務局

1 開 会(副委員長)

これより第4回企業誘致推進委員会を開催させていただきます。

2 挨拶(委員長)

今年初めての会に、全員がお集まりいただき、ありがとうございます。昨年は2回の室内での委員会と、お山の発電所視察がありました。企業誘致のみならずエネルギーにも視野を広げて勉強してまいりました。今年は、後に報告があるかと思いますが、現在誘致を進めている企業の状況について報告していただきます。また、条例の検討、傾斜地・土石流関係についても検討をお願いしたいと思います。

3 検 討 事 項

現状報告

- ・現在訪問等している企業について（担当から）

委員長 検討事項 現状報告についてお願いします。

事務局 現在訪問している企業等につきまして報告させていただきます。

－誘致を進めている企業内容なので省略－

次にミスズライフです。飯綱町にあるキノコ工場ですが、既に町内に2つの黒姫工場と飯綱工場をお持ちです。ふれあい広場の近隣にある飯綱工場に、工場施設の増築をしていただくことになり、現在工事の最中です。今年度完成予定となっています。

続きまして、もう1社。最近情報をいただいた企業ですが、東京にある IT 系の会社です。こちらの会社につきましては、これから具体的な話しとなってきますが、私もまだ接触していません。信濃町に会社をというお話しをいただいております。

－誘致を進めている企業内容なので省略－

委員長 先ほど係長が報告した企業とは別に、自分も来月の2月27日に自分の以前勤めていた会社にアポを取りまして訪問してきます。そこもかなりソフト系の仕事もしていますので、デザイナーが田舎の空き家を利用したい意向があるとの事。情報収集に行ってきたと思います。

- ・条例制定について

委員長 次に条例制定についてお願いします。

事務局 条例制定について説明します。信濃町は企業立地法による同意地域と、過疎地域という、2つの該当地域です。

まず企業立地法による同意地域についてですが、長野市を中心とした広域連合に信濃町は加入しております。その同意地域の期限が平成25年3月31日をもって終わり、平成25年4月1日から更新という形を取っています。そこで、この企業立地法の条例を現在作ってしまうと、一度平成25年3月31日で切れてしまうので、4月1日以降制定ということで現在まで条例の整備をしてきました。同意地域において、固定資産税の免除条例が制定されていれば、取得費の合計が農業関係は5000万円、それ以外については2億円。取得の金額が既定の額を越える企業については課税免除が受けられる制度があり、また県税ですが、不動産取得税の課税免除も受けられるというものです。

企業立地法による課税免除で進めてきましたが、実は信濃町は過疎地域にもなっており、過疎法の有効期限の更新が昨年されました。それに伴って、税制上の期限も平成33年3月31日までとなりました。過疎法の課税免除は企業立地法の課税免除と比べ事業税の免除が加わり、不動産の課税免除、事業税の3年間課税免除、固定資産税の3年間課税免除とより特定の企業となりますが企業誘致には有利で、また上限についても、企業立地法は最低でも5000万円なのですが、過疎法は2700万円と、ハードルがかなり下がります。今回、課税免除を可能とするための固定資産税に関する条例を、3月議会に提出させていただき、来年の4月1日からこの条例を施行できるように準備を進めています。

条例を作成の作業の中で、4月1日から施行し基準日を同日にしますと、4月1日以前に買った機械、土地、建物について対象外になってしまう。例えば信濃町は2700万円超が課税免除となる過疎地域、免除対象外の地域から機械を信濃町に持ってきたとします。信濃町にとっては新たに課税する対象となるが、それは課税免除の対象にしているのか。附則の経過措置に、日を区切って新しく購入したもの以外は免除の対象ではないとしたつもりですが、いかがでしょうか。

委員長 ご意見等がありましたら宜しくお願い致します。

委員 取得額というのは簿価ベースですか。例えば企業誘致をして、東京で事業されている方がこちらに進出することになれば、企業とすれば全てこちらで新規に機材を発注して商品を製造するとなるとかなり財政的に厳しい。あと企業が進出となると、現状の生産設備を持って来る。そこでまた新たなラインを構築して拡大して生産するとなった場合、対象にならないとなると、企業とすれば進出を考える場面あるかと思う。

事務局 そこを明確にしたいですね。【確認結果：基準日より前に購入又は対象区域外で使っていた償却資産を対象区域内に移管してもその償却資産は免除の対象とならない（租税特別措置法関係通達）】

委員 景気対策とすれば、新規の方が良いでしょうが、企業とすれば、常に利益を上げるとなると、使えるものは移管をして使っていく、簿価ベースで移管することとなる。新規企業の場合だったら新規生産設備でスタートするからいいが。

事務局 条例ですと、2700万円超と比較的ハードルが低いので、企業も新しく物を買ったとしても対象になってくる可能性が高い。

委員長 条件に、生産設備取得額とあるが、この取得というのはどういうことでしょう。

事務局 取得というのは新しく手に入れるという事。県と相談になるが、この条例は町固定資産税課税免除ですが、県税の事業税免除と同等の条件。県は取得をどのように考え方でいるか、それに従わないと、信濃町だけ課税免除というわけにはいかない。【確認結果：移管時以前に取得していたものは免除の対象とならないので、簿価ベースによる課税免除はない】

委員 取得というのは、購入時であるので以前に取得したものであっては、新規取得ではない。あと固定資産税は、移管してきた場合は、移転費用そのものも含めて、新たな固定資産税の開始ということにはなるだと思ふ。要は、税法上における資産というのには、過去の簿価をそのまま持ってきて、その上に新たに新規の設置費、電源の増設費用などすべてを含んだところで、資産として計上するものということになるので、当然固定資産税もそれを前提として、固定資産税の課税対象といえるのだろう。事業税は県に相談してもらわないといけない。所得税は同じ物件で2度も3度もあるということではない。

事務局 県と相談させていただく中で、取得の新しいという意味について、条例附則をもうちょっと判りやすくしたい。

総務課長 新たに購入するものだけだと思います。

委員 企業にとって、既存の物を信濃町に移管するか、あるいはこれを売りに出して信濃町で新たに買うかは負担が違ってくる。もし免税の対象にならないということになれば、対象企業は減るような気がします。

委員 企業からすれば、進出する条件をインターネット等で検索しますから、固定資産税の減免の措置基準とかの情報が入る。だから、新規取得にこだわらず、逆に言えばそれに代わる何かメリットがあるのかどうか。固定資産税の減免がなければ、例えばインフラの面で企業にとってメリットがあれば有利な方に進出するか、ということになる。インフラ含めての企業誘致の環境整備をすることが優遇制度だと思う。

総務課長 移設をして、その施設を使う事はその企業にとっては、経費削減になる。

委員 いずれにしろ機械をいろいろやってもラインという形で直すと、一体構造ですので、更新をするものと、更新はしないものがある。設備一体が固定資産の客体で課税をする対象物でありますので、そういう意味では町にとってみると固定資産税の対象になる金額は相当大きなものになると思う。

産業課長 どちらにしても、法律に則った条例なので県に聞いて調整をしなくてはいけない。

事務局 県に確認し結論を出します。

委員 県の回答結果によって、例えば仮に新設はダメだと言われた場合、では、他の方法で救える方法はないのか。

委員長 補助金で補てんとなれば、それはこの条例ではない。

産業課長 条例案の第2条の第2項をご覧頂きたいわけですが、「その条例の対象にならなかったものについては、信濃町の工場誘致条例の逆に規定を適用する」ということになるかと思えます。ですから、そういった優遇措置は既にあるということでご理解いただきたい。

事務局 この条例には他市町には例の少ない第6条の課税の免除の取り消しという項目を加えたものです。企業立地法による課税免除の条例にはあるが、過疎法に課税免除取り消しがないのは不思議に思い、今回の条例には課税免除取り消しという条を加えた。このまま掲載でよろしいか。

委員長 第6条の取り消しに関してご意見ございますか。

委員 課税の公平、平等の観点から言えば、こういう条文がないといざ取り消しをやる時にはできないので、当然入れておいていただいた方がいいと思う。

総務課長 3年後に企業が辞めたという場合も出てくると思う。ここらへんもきちんと考えておかなければ。

産観課長 例えば10年後までといった縛りを付けることはできないと思う。

委員長 大枠、第6条はあってもいいという事と、それに対して返還を求めるかどうかを記載するかどうか。または、企業が3年経過で辞めてしまった場合の縛りについてはどのようにしましょう。

委員 撤退と言うのはやっぱり、時の流れの中で、どうしても生産を打ち切るしかないというような経営の判断となる。

委員 一定の制裁措置があった方が歯止めにはなるかと思う。

委員 どの企業だって、ある程度リストラしてまで継続しているけど、どうしても商品が世の中で売れなくなってくるから、そういった時に撤退となる。あくまで最終的な判断。

委員 あまり条件を付けると、結局企業移転をしなくなる。条件のハードルを高くしていくと、縛りというか、工場を誘致するということは、やっぱり一時的にでも、雇用のきっかけのため。町財政を豊かにするため、町を活気のあるものにするという事ですから、あまり町の行政の財政だけの考えだと完璧に企業と合わない。ただあまり過大な受け入れ状態にしすぎても困るだろうし。

産観課長 課税免除だから取り消しとなっても返納とは関係ないと考えます。

・誘致場所の検討

委員長 次に進めます。誘致場所の検討について。

事務局 町内の土砂地域、傾斜地域が県により発表されました。先日説明会がありましたので、行かれた方は聞いているかと思います。旧古海小学校跡地は校舎の一部、土石流エリアに指定。旧富士里小学校は校舎の裏側が傾斜地域に。そこで今回お伺いしたいのは、古海小学校・富士里小学校はエリアの中に入っているといても、そんなに重要視することもないエリア指定なのですが、一応指定地域の中に含まれているものを、町が企業誘致の場所として紹介することに対し、「このくらいなら誘致する企業に承知していただいた上で、進めれば」または「指定されるような場所を町が進めるのはおかしい」といったご意見を伺いたい。

委員長 現在誘致可能の場所として、状況を示して誘致をすすめても良いのかという点について、いかがでしょうか。

委員 重要事項で、説明は必要。むしろ公開し、そのまま進めていい。

・各委員から報告

委員長 委員さんからの報告。企業情報等ございましたらお知らせください。

各委員 特になし

副委員長 バイオマス、チップかペレットとかの状況を。

事務局 ペレットについては扱いやすく、火力もチップよりあり有効な燃料なのですが、ペレットを作れる会社は近隣では鬼無里に森林組合が持っています。組合には信濃町にもペレットの会社を作ってほしいと申し出をしていますが、その予定は無いようです。チップであるならば供給可能との話はいただいております、進めるのならチップボイラ等かなと考えています。

産観課長 鬼無里の他、長野市近郊でペレット工場の建設を考えているとの事でした。

委員 新聞に塩尻にバイオマス発電所計画があると載っていました。

事務局 塩尻に大きな発電所を造る計画は最近発表されましたが、前回視察に行きました「お山の発電所」も既に2期工事が始まっています。お山の発電所はペレットではなくチップですが、事業を進めています。信濃町が事業主体になるといった考えを持っていないため、森林組合とかどこかの企業にやっていただく事を考えなくてははいけません。

副委員長 森林組合がペレットに興味を示さない理由は何かあるのですか。

事務局 ペレットの需要がある事は話してあるのですが、機械設備等の投資にかなりお金がかかるのが興味を持たないところだと思います。

委員 森林組合が主体になってやってもらえるのが、一番良い構想なのだが、乗る気じゃないという事ですね。

事務局 森林組合がやっていただくのが最高に良いのですが。

委員 森林組合の理事長とかに推進委員会に出席していただき、話を伺う事はできますか。

事務局 可能だと思います。

産観課長 呼ぶなら専務理事が良い。

委員 森林組合も何年か前から間伐をしていますが、やはり人手がかかる。県の補助金も間伐じゃないと出ない。残った木はペレット向きという事になるのですが、それを山から運び出すのは費用が掛かるので、需要が付いてくるか。森林組合もお金にならないことはしない。結局、どのように取り組みをしていくのかを聞いてみたい。

委員長 それでは、次回、森林組合にも出席してもらおうような方向で進めます。

4 その他

・次回開催

委員長 次回の開催ですが、緊急性のある事が発生した場合は開催しますが、無ければ定例の5月に開催したいと思います。5月は一茶のイベントのスタート月でもあるので、上旬は忙しい。また下旬はブルーベリーの関係で忙しくなってきますので、中旬に開催できればと思いますがよろしいでしょうか。

一了承一

県が先ほど示した急傾斜、土石流の関係で建設水道課長の方で追加説明がありましたらお願いします。

建水課長 急傾斜地、土石流の関係は3月末に指定になるようです。来年度は地すべり調査があり、今後新たに指定となります。また、図面の中に赤い囲いと黄色い囲いがありますが、赤い場所は土砂等が押し寄せ、家や車が壊れてしまう力のある所、黄色い場所は、そこまで土砂が来る可能性があるが、力的には家や車をつぶすには至りにくい所です。3月に指定されますと、総務課で防災計画の見直しがされ、そして避難場所や経路など見直されます。

副委員長 それでは若干早く協議が進みましたが、本日の委員会を閉会します。

5 閉 会 閉会 午前11時30分